

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱

制定	平成	8年4月	1日	要綱第	21号
改正	平成	18年3月	31日	要綱第	43号
改正	平成	24年5月	30日	要綱第	168号
改正	令和	4年3月	31日	要綱第	132号
改正	令和	5年8月	28日	要綱第	163号
改正	令和	6年4月	1日	要綱第	269号

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の確保に特に配慮を要する障害者に対して住宅のあつ旋を行い、また転居資金の一部等を助成することにより、障害者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(住宅のあつ旋)

第2条 障害者の住宅のあつ旋は、品川区住宅確保要配慮者入居促進事業実施要綱（令和3年品川区要綱第311号）（以下「入居促進事業実施要綱」という。）の規定に基づき行うものとする。

(転居資金の一部助成等)

第3条 転居資金の一部助成を受けることができる者は、前条の住宅のあつ旋を申請し、区からあつ旋決定通知を受けた身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上または精神障害者保健福祉手帳3級以上の者であつて、単身世帯または障害者を含む世帯で、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 品川区内に引き続き2年以上住所を有すること。

(2) 障害者本人（20歳未満の者にあつては、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主または社会保険による被保険者）の所得の額（1月から6月までは前々年所得、7月から12月までは前年所得）が別表第1に定める額以内であること。

(3) 品川区内の民間賃貸住宅（以下「区内民間住宅」という。）に係る賃貸借契約を締結していること。ただし、助成を受けようとする世帯に、当該住宅の賃貸人またはその親族、管理会社に該当する不動産事業者の従業員を含む場合を除く。

(4) 65歳以上の者については、高齢者の住宅あつ旋における助成と重複して申請していないこと。

2 前項各号に規定する要件にあわせて、区内民間住宅の家賃等に係る債務の保証（区と「品川区高齢者等住宅あつ旋事業に係る家賃等債務保証制度の実施に関する協定書」を締結した保証会社（以下「保証会社」という。）が行う債務の保証をいう。）を受けることができる者は、前項各号に掲げる要件のほか、次の要件を備えているものとする。

(1) 緊急連絡先の登録ができること。

(2) 保証人の確保が困難であること。

(所得の範囲および所得の額の計算方法)

第4条 前条第1項第2号に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は、心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号）の例による。

(助成金の範囲および限度額)

第5条 助成金の助成区分および助成限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

ただし、立退要求に基づく立退料、生活保護法（昭和25年法律第144号）による一時扶助（敷金等）または他の制度による助成がある場合には、これを控除した額を助成額とする。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、当該書類の確認以外の手法により要件の確認ができる場合にあっては、書類の添付を省略することができる。

- (1) 新たに契約を締結した区内民間住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (2) 前号の区内民間住宅に転居後の世帯全員の住民票の写し
- (3) 障害者本人（20歳未満の者にあつては、国民健康保険法による世帯主または社会保険による被保険者）の所得を証する書類
- (4) 第1号の契約を締結する際に支払った敷金、礼金、権利金および仲介手数料の計算書等およびその領収書
- (5) 保証会社の初回保証委託料領収書（保証会社と保証委託契約を締結した申請者が、初回保証委託料に係る助成を受けようとする場合に限る。）
- (6) その他区長が必要とする書類

2 前項の交付申請は、入居促進事業実施要綱の規定に基づきあつ旋の決定を受けた日から起算して3年以内かつ新たに締結した賃貸借契約における初回の契約期間の末日までに行わなければならない。

(助成金の交付決定等)

第7条 区長は、前条の申請があつたときは、内容を審査し、予算の範囲内において助成金の交付（以下「交付」という。）の可否を決定したときは、申請者に対し助成金交付決定・却下通知書（第2号様式）を通知する。

(補償金の交付)

第8条 区長は、前条の交付決定を受けた者（以下「対象者」という。）が死亡または行方不明のため賃貸料が滞った場合、前条による助成金交付決定通知書の基本額の2カ月の範囲内で賃貸人に補償することができる。ただし、敷金等が充当できる場合または保証会社と保証委託契約を締結した対象者が死亡または行方不明のため賃貸料が滞った場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、新たに締結した賃貸借契約における初回の契約期間の末日までに、補償金交付申請書（第3号様式）に未納家賃の内訳および金額等詳細が分かる書類を添付して区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の申請を受理したときは、内容を確認し予算の範囲内において補償を決定し、補償金交付決定・却下通知書（第4号様式）により通知する。

（助成金等の交付請求および交付）

第9条 第7条および前条第3項の通知を受けた者は、速やかに請求書（第5号様式）により区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項による請求があったときは、速やかに交付するものとする。

（決定の取消し）

第10条 区長は、対象者および第8条第3項の規定による決定通知を受けた者（以下「対象者等」とする。）が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定および補償金交付決定を取り消すことができる。

(1) 第3条の要件を欠いたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) その他区長が助成および補償することが適当でないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により決定を取り消したときは、取消通知書（第6号様式）により、対象者等に対して通知する。

（助成金の返還）

第11条 区長は、前条の規定により決定を取り消したときは、対象者等に対して既に交付されている助成金および補償金の一部または全部の返還を命じることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

	所 得 限 度 額
障害者本人	所得が心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 4 9 年東京都規則第 1 1 3 号）第 2 条に規定する額

別表第 2（第 5 条関係）

助成区分	礼金等助成	仲介手数料助成	初回保証委託料助成
助 成 限 度 額	賃貸料の 2 カ月分に 相当する額以内	賃貸料の 1 カ月分に 相当する額以内	初回保証委託料の実 費額
	ただし、助成対象の賃貸料は、単身世帯月額 3 5, 0 0 0 円、障害者を含む世帯 5 5, 0 0 0 円を限度とする。		ただし、5 0, 0 0 0 円を限度とする。

第1号様式（第6条関係）

品川区障害者住宅あつ旋事業助成金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 _____
 生 年 月 日 _____ 年 月 日 歳

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、転居資金の助成等を受けたいので下記のとおりに申請いたします。

記

助成金 交付申請額	算 出 方 法			
円 ※本人支払額と 助成限度額を比較し 少ない額の合計から 控除額を差し引いたもの	賃 貸 料		円	
	(本人支払額)		(助成限度額)	
			※区記入欄	
	礼金・権利金	円 (月分)		円
	仲介手数料	円 (月分)		円
	初回保証委託料	円 (月分)		50,000 円
	△立ち退き料等 控 除 額			円
転居後住宅の所在地	品川区			
転居後住宅の 初回賃貸借契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
緊急連絡先	氏名		電話番号	
	住所			
助成要件確認 (該当に○)	1. 本申請書に、世帯全員の住民票の写しおよび障害者本人の所得を証する書類等を添付の上申請します。 2. 氏名、住所、生年月日、世帯員、障害者本人の所得等について、公募等により確認してください。			

第2号様式（第7条関係）

品川区障害者住宅あつ旋事業助成金交付決定・却下通知書

年 月 日

様

品川区長



年 月 日付で申請のあった助成金交付申請について、品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、助成金の交付の可否を下記のとおり決定したので通知します。

記

☐ 決定

助 成 額 円

【算出根拠】

☐ 却下

【却下理由】

第 3 号様式（第 8 条関係）

品川区障害者住宅あつ旋事業補償金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、下記のとおり補償金を申請いたします。

記

賃借人	氏名		
	住所		
申請理由		死亡 ・ 行方不明	
補償金交付申請額		(本人未納額)	(補償限度額)
円		円	円
※本人未納額と補償限度額を 比較して少ない額を記入		(月分)	※区記入欄

第4号様式（第8条関係）

品川区障害者住宅あつ旋事業補償金交付決定・却下通知書

年 月 日

様

品川区長

印

年 月 日付で申請のあった補償金交付申請について、品川区
障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、補償金の交付の可否を下記のとおり
決定したので通知します。

記

☐ 決定

補 償 額 円

【算出根拠】

☐ 却下

【却下理由】

第 5 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

請求者 住所 _____

氏名 _____

請 求 書

年 月 日付で交付決定のあった品川区障害者住宅あつ旋事業（助成金・補償金）について下記のとおり請求します。

記

請 求 額 _____ 円

第6号様式（第10条関係）

品川区障害者住宅あつ旋事業取消通知書

年 月 日

様

品川区長



品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、年 月 日付
の決定について、下記のとおり取消を通知します。

記

1. 取消日 年 月 日

2. 取消内容

3. 取消理由

4. 返還請求額